

賛助会員規程

(目的)

第1条 一般財団法人日本デジタル道路地図協会（以下「協会」という。）の定款第38条で定められた賛助会員の運用に関しては、別に定めるもののほかこの規程に定めるところによる。

(入会の申込)

第2条 協会の趣旨に賛同し、賛助会員として入会しようとするものは、別に定める賛助会員申込書を協会に提出するものとする。

(入会の承認)

第3条 理事長は賛助会員入会申込者が、協会の目的に賛同し、かつ、次の各号に該当するときは、賛助会員として入会を認めるものとする。

- 一 デジタル道路地図の研究、開発、及び販売に係る法人
- 二 デジタル道路地図の利用に係る法人
- 三 デジタル道路地図の健全な発展及び普及を図ろうとする法人

(退会)

第4条 賛助会員で退会しようとするものは、協会に退会届けを提出しなければならない。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は賛助会費を毎年8月末までに納入するものとする。賛助会費は、一口年間300,000円とし、加入口数は一口以上任意とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに賛助会員となった者は遅滞なく賛助会費を納入するものとする。

(会費の不返還)

第6条 既納の賛助会費はこれを返還しない。

(資格の喪失)

第7条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を失う。

- 一 退会したとき
- 二 破産の宣告を受けたとき
- 三 法人が解散したとき
- 四 会費を所定期日から起算して6か月以上滞納したとき
- 五 会員としてふさわしくない行為があった場合で、理事長が除名を決定したとき

(特典)

第8条 賛助会員は、協会より、講演会の参加、調査研究の成果に関する資料の配布など、各種のサービスを受けることができる。

(実施細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に必要な事項は理事長が別に定める。

[附 則]

この規程は、昭和63年8月19日から施行する。

[附 則]

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

[附 則]

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。